



国の重要無形民俗文化財に指定されている相馬野馬追。今年は7月28日(土)から3日間行われます。(写真提供：相馬野馬追執行委員会) ©The Executive Committee of SOMA NOMA All Rights Reserved

2012. 7. 5 July

Vol. 638

# 年金報

発行所 社団法人日本国民年金協会  
編集発行人 河野 暁  
〒102-0093 東京都千代田区平河町2-5-5  
TEL. 03-3265-2885 FAX. 03-3265-2894  
http://www.nenkin.or.jp/  
E-mail: koho08@nenkin.or.jp  
振替 東京00190-2-77193  
年間購読料 1,890円 (税込・送料共)  
(昭和34年3月30日第3種郵便物認可)

## Contents

- 2** 全委連総会が開催  
第20回全国社会保険委員会連合会総会が開催された。
- 3** 頑張る！ 年金事務所  
岩見沢年金事務所  
岩見沢方式という独自の研修方式で成果を上げる北海道の岩見沢年金事務所取材した。
- 4 ~ 5** 国民保険料の後納制度ポスター  
今年10月からの後納制度について、市区町村の窓口に掲示できるように見開きポスターにしました。
- 6** 地方分権10年と国民年金事務(3)  
今回は、神奈川県横須賀市の市民部窓口サービス課国民年金担当の北野智子主任に取材した。
- 7** 「国民年金よくある質問」  
「厚生年金よくある質問」  
会員のみならず、年金委員のみならず、実務者のみなさまのお役に立つ情報を掲載します。
- 8** ご活用ください  
市区町村の広報誌(紙)掲載用記事  
市区町村の広報誌にそのままご使用いただける、タイムリーな記事を掲載します。

Topics

# 年金機能強化法案・年金一元化法案が衆議院で可決

六月二十六日、消費税の引上げを目的とした税制抜本改革法案とともに、年金機能強化法案(公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律案)および年金一元化法案(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案)が衆議院で可決した。

今回の衆議院での採決に先立って、六月八日に民主党、自由民主党、公明党の三党が社会保障と税の一体改革関連法案の修正協議を開始し、六月一五日に三党の合意に達した。これを受けて、今回の衆議院の採決に至ったものである。

なお、三党合意により社会保障制度改革については、基本的な考え方その他の基本となる事項を定めるとともに、社会保障制度改革国民会議を設置することにより、総合的かつ集中的に推進することとされた。

## 年金機能強化法案の修正

三党協議の結果、年金機能強化法案は、国会に提出された法案にいくつかの修正が加えられている。まず、国民年金については、低所得である高齢者または所得が一定額以下である障害者等への年金額の加算に関する規定、いわゆる低所得者年金に関する規定が削除されることにも、高所得者による老齢基礎年金の支給停止に関する規定、いわゆる高所得者の年金額調整に関する規定も削除された。

また、厚生年金保険に関して、短時間労働者への適用拡大について、拡大の対象となる者の月額賃金の範囲および厚生年金保険の標準報酬月額の下限が当初案の七・八万円から八・八万円に改められるとともに、この改正の施行期日が、平成二八年四月一日から平成二八年一月一日に繰り下げられた。

さらに、修正案では、交付国

債の償還および返還に関する規定も削除された。

これらの修正のほかに、以下の点が法案の附則に盛り込まれることになった。

まず、当初、低所得者年金の対象とされていた低所得の高齢者や所得が一定額以下である障害者等に対する福祉的措置として、これらの対象者への給付制度を実施するため、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」の公布日から六月以内に必要な法制上の措置が講ぜられるものとする規定を追加するとともに、高所得者の年金額調整については、引き続き検討する規定を追加することとされた。

また、短時間労働者に対する厚生年金保険および健康保険の適用範囲をさらに拡大する規定については、平成三一年九月三〇日までに検討を加え、その結果に基づいて、必要な措置を講

ずるものとされた。

さらに、国民年金第一号被保険者に対し、産前六週間産後八週間の期間における国民年金保険料を免除する措置を設けることについても検討を行うものとする規定が追加されることとなった。

この法案は、消費税引上げを盛り込んだ税制抜本改革法案可決のために、三党協議の結果を踏まえて策定されたもので、六月二〇日に国会に提出された。

この法案は、近年の急速な少子高齢化の進展等による社会保障給付費の増大や生産年齢人口の減少に伴い、社会保障料に係る国民の負担が増大するとともに、国および地方公共団体の財政状況が社会保障制度のための負担の増大により悪化している状況に鑑みて、安定した財源を確保しつつ、受益と負担の均衡

## 社会保障制度改革推進法案も衆議院で可決

この法案は、消費税引上げを盛り込んだ税制抜本改革法案可決のために、三党協議の結果を踏まえて策定されたもので、六月二〇日に国会に提出された。

この法案は、近年の急速な少子高齢化の進展等による社会保障給付費の増大や生産年齢人口の減少に伴い、社会保障料に係る国民の負担が増大するとともに、国および地方公共団体の財政状況が社会保障制度のための負担の増大により悪化している状況に鑑みて、安定した財源を確保しつつ、受益と負担の均衡

がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図ることを目的に策定されたものである。

法案では、社会保障制度改革の基本方針を、公的年金制度、医療保険制度、介護保険制度および少子化対策のそれぞれについて定め、その社会保障制度改革の基本方針に基づき、社会保障制度改革を法施行後一年以内

に、社会保障制度改革国民会議における審議の結果等を踏まえて講ずることとしている。

法案には、平成二四年二月一七日に閣議決定された「社会保障・税一体改革大綱」その他既往の方針のみにかかわらず、幅広い観点に立って、社会保障制度改革についての基本的な考え方にのっとり、かつ、社会保障制度改革の基本方針に基づいて、社会保障制度改革を行うために必要な事項を審議することを目的として、内閣に、社会保障制度改革国民会議を設置することが盛り込まれている。

# 第20回全国社会保険委員会連合会 総会開催される

六月一二日の午後、全国社会保険委員会連合会  
第二〇回総会が、全社連研修センターで開催された。

総会では、冒頭に林秀雄会長  
が挨拶に立ち、続いて厚生労働  
省、日本年金機構、全国健康保  
険協会(協会けんぽ)からそれ  
ぞれ来賓の祝辞が述べられた。

続いて、役員交替について  
の報告があり、そのあとに議案  
の審議が行われた。第一号議案  
「平成二三年度事業並びに収入  
支出決算について」、第二号議  
案「平成二三年度決算剰余金処  
分(案)について」、第三号議



案「平成二四年度事業計画(案)  
並びに収入支出予算(案)」につ  
いては、いずれも原案どおりに  
承認された。  
今回の総会の最後では、徳島  
県社会保険委員会連合会の中村  
忠久会長が、「四国ブロックの  
活動について」連合会の活性化  
に向かって」と題して報告を行  
った。

中村会長の報告は、平成二二  
年一月に日本年金機構が発足し  
てから、委員会活動が順調に進  
んでいない点、特に年金事務所  
においては基本的に年金委員会  
への関与が制限されており、活  
動がきわめて窮屈になっている  
点を指摘した。  
そして、「社会保険委員会活  
動の指針」や「年金委員への活  
動、支援等に関する通知」が発  
出されたにもかかわらず、依然  
として活動が停滞していると指  
摘した。その原因の二つとして、  
社会保険の運営母体が二つ、す  
なわち年金事務所と協会けんぽ  
の二つが存在していることをあ  
げた。そして、これからは、年  
金事務所と協会けんぽが互いに  
連携し合って活動の機会を増  
やしていくことが大切であるこ  
とを強調した。

中村会長は、その一環として、  
四国ブロックにおいては、毎年  
一回、四国ブロック連合会を開  
催しているが、そのなかで、日  
本年金機構と協会けんぽへ要望  
を行ったことを紹介した。  
その要望事項とは、①日本年  
金機構と協会けんぽとの事業連  
携(社会保険委員の減少対策、  
年金委員会の活性化、年金委員  
活動の意義が深まる環境づく  
り)、②年金委員とけんぽ委員  
の委嘱促進、③大臣表彰、優良  
事業所表彰の復活実施、④日本  
年金機構と協会けんぽからの情  
報交換であった。

中村会長の報告では、参考資  
料として、年金委員からの意  
見・要望を掲載した資料が配布  
された。この資料には、特に地  
域型年金委員からの意見・要望  
として次のようなものがあつた。  
▽年金の基本的事項や、その  
時々で問題となっている事項、  
改正点(法改正等があつた場合)  
等についてわかりやすく解説し  
た資料を、定期的(年に数回)  
に情報提供していただければあ  
りがたい。  
▽自治会や老人会の総会等で年  
金制度等についての説明会を希  
望する場合に、年金事務所の職  
員も協力し、地域住民への配  
布・回覧用の印刷物等を定期的  
に提供してほしい。  
▽全国の年金委員の活動状況に  
ついて実績報告のまとめや活動  
を紹介する記事等を載せた広報  
誌があると、活動の参考になる。  
▽地域住民や地方自治体では年  
金委員の存在があまり知られて  
いないので、市町村に地域型年  
金委員の名簿を提供して積極的  
に活用するよう働きかけるとこ  
もに、広報誌や民生委員・地区  
長会議の場を借りて、年金委員  
の制度と活動内容の周知を図る  
べきである。  
▽機構側の年金委員担当職員が  
代表事務所の副所長のみでは、  
少なすぎて動きが取れていな  
い。補助者を充てるなどして、  
年金委員に対する事務局の機能  
を確立してほしい。  
▽年金委員個人の自主的な活動  
には限界がある。委員相互の連  
携協力による活発な委員活動を  
行うには、全国に地域型年金委  
員会を設置し、厚生労働省や日  
本年金機構、年金事務所からの  
バックアップのもと、市町村や  
各種団体との円滑な協力関係を  
築くべきだと思われる。

## 「ねんきんネット」で電子版の受給者通知を開始

日本年金機構が年金受給者に  
郵送している年金の支払いに関  
する通知書、「年金振込通知書」、  
「年金決定通知書・支給額変更  
通知書」等の内容が、「ねんき  
んネット」を通じて確認できる  
ようになった。また、これらの  
通知書の情報を、PDFファイ  
ルとしてダウンロードすること  
も可能になった。

この通知書のダウンロードに  
よって、二四時間いつでも通知  
書を確認することができるとこ  
ろに、確認した内容を残してお  
きたい場合には、いつでもダウ  
ンロードして手元に保存できる。  
また、「年金振込通知書」と「年  
金支払通知書」については、ダ  
ウンロードしたPDFファイル  
をプリントアウトして、福祉医

療機構が実施する公的年金担保  
融資の申請の際に金融機関に提  
出する年金額証明書類として使  
用することが可能である。  
ただし、「年金決定通知書・  
支給額変更通知書」と「年金額  
改定通知書」については、プリ  
ントアウトしたものに印影が表  
示されないため、年金額証明書  
類には使用できない。

## 第五〇回全国都市 国民年金協議会が 奈良市で 八月二二日開催

全国都市国民年金協議会の総  
会及び研修会は、八月二二日(金  
)午後、「なら100年會館」(奈  
良市三条宮前町七一)で開催  
される。

昨年は岐阜市で開催され、研  
修会で初めての試みとしてパネ  
ルディスカッションが行われた。  
全国都市国民年金協議会は、  
全国都市間の連携のもとに国民  
年金制度の調査研究を行い、制  
度の円滑な運営とその健全な発

展に寄与することを目的として、  
昭和三八年の発足以来、奈良市  
の開催で本年五〇回を迎える。  
国民年金制度は、市区町村の  
関わりがなければ成り立たない  
制度であるが、市区町村の関わ  
りが大きく変わる中これまでと  
同様に協議会を運営し調査研究  
結果などを踏まえ、厚生労働省、  
日本年金機構などに要望活動を  
行っている。  
今回は近畿ブロックの奈良市  
が総会・研修会の開催担当とな  
っていることから、近畿厚生  
局、日本年金機構近畿ブロック  
本部、近畿管内年金事務所の所  
長および国民年金課長に、出席  
を呼び掛けている。

金委員の存在があまり知られて  
いないので、市町村に地域型年  
金委員の名簿を提供して積極的  
に活用するよう働きかけるとこ  
もに、広報誌や民生委員・地区  
長会議の場を借りて、年金委員  
の制度と活動内容の周知を図る  
べきである。  
▽機構側の年金委員担当職員が  
代表事務所の副所長のみでは、  
少なすぎて動きが取れていな  
い。補助者を充てるなどして、  
年金委員に対する事務局の機能  
を確立してほしい。  
▽年金委員個人の自主的な活動  
には限界がある。委員相互の連  
携協力による活発な委員活動を  
行うには、全国に地域型年金委  
員会を設置し、厚生労働省や日  
本年金機構、年金事務所からの  
バックアップのもと、市町村や  
各種団体との円滑な協力関係を  
築くべきだと思われる。

# 「年金図書」平成24年度改訂のご案内 好評発売中

<p><b>国民年金ハンドブック</b> (平成24年度版)</p> <p>A5判 定価2,520円(本体2,400円+税)</p> <p>制度の仕組みと給付の受け方を、わかりやすく、詳しく解説。届出・請求書の様式は記載例つきで収録。</p>	<p><b>年金相談の手引</b> (平成24年度版)</p> <p>A5判 定価4,200円(本体4,000円+税)</p> <p>国民年金・厚生年金の受給要件・年金額・諸手続きを図解・記載例などにより、わかりやすく解説した年金実務書の決定版。</p>	<p><b>年金相談AからZ</b> (平成24年度版)</p> <p>B5判 定価2,310円(本体2,200円+税)</p> <p>東京都社会保険労務士会 企画 東京社会保険労務士協同組合 編集 年金相談の心得、国民年金・厚生年金制度のしくみ、老齢・障害・遺族給付をわかりやすく解説。Q&amp;A形式で、詳細な説明により、より深くポイントが理解できるよう編集。</p>
<p><b>現場力を高める!! 年金相談Q&amp;A</b> (平成24年度版)</p> <p>Vol.1 老齢年金-加入と請求手続き B5判 定価1,050円(本体1,000円+税) Vol.2 老齢年金-年金額の計算 B5判 定価1,260円(本体1,200円+税) Vol.3 遺族年金と障害年金 B5判 定価1,050円(本体1,000円+税)</p> <p>年金相談に携わる人を対象に、具体的な相談例を挙げてQ(問題)とA(解答)および解説を掲載。問題の例文を読み、考え、かつ解くことで、相談者に的確に答えられるように編集。年金相談の現場力を自らの力とし、高めることができる問題集。</p>	<p><b>国民年金法総覧</b> (平成24年4月版)</p> <p>B5判 定価4,410円(本体4,200円+税)</p> <p>法律の条文ごとに、関係政令・省令・通知等を収載し、法令上の根拠、行政解釈・事務取扱いの全容が体系的にわかるように編集。</p> <p><b>株式会社 社会保険研究所</b> 東京 ☎(03)3252-7901 関西 ☎(06)6765-7836 中部 ☎(052)951-0261 中国 ☎(082)223-2707 <a href="http://www.shaho.co.jp/shaho">http://www.shaho.co.jp/shaho</a></p>	



# 年金事務所

## 独自研修の実施で成果上げる 定着した「岩見沢方式」

半世紀前までは産炭地として栄えた南空知。今は道内屈指の農業生産地であり、また管内の中核都市、岩見沢市は道央の物流の要という重要な役割を果たしている。人材育成に力を入れ、所内の独自研修を実施することで成果を上げている岩見沢年金事務所を訪ねた。

### 岩見沢年金事務所（北海道）

JR岩見沢駅を降りると新緑がまぶしいほどだった。約束の時間まで少し時間があったので年金事務所まで歩くことに。多くの地方都市がそうであるようにメインストリートにもシャッターを下ろしている店舗がちらほら見られるが、商店街から少し中に入ればそこは住宅地で手入れの行き届いた庭には季節の花が咲き競う。

駅から千数分歩くとピンクの年金事務所が見えてきた。聞くところによるとこの建物は、昭和四十年竣工で道内の事務所では一番古く今年三月にやっとO Aフロアになった事務所とか。受付で来意を告げると佐藤昭二所長が迎えてくれた。



佐藤昭二所長

佐藤所長の社会人としてのスタートは昭和五二年に、岩見沢と同じ空知地方の砂川社会保険事務所採用されたことから始まる。それから道内の事務所、

保険課、社会保険事務局勤務を経て、平成二〇年から二三年三月までは北海道厚生局で保険年金課、医療指導課、年金管理課、総務課を経験、岩見沢年金事務所には昨年四月に赴任した。

岩見沢事務所として現在力を入れていることの一つが人材育成。職員の半数以上を有期雇用職員が占めるという現状で「今までの水準を維持し向上させていくためには人材育成が大切だ。そのためには所内の研修をしっかりとやっていきます」と佐藤所長。

研修は朝礼終了後、各課で行うがこれは岩見沢方式として定着しているという。例えば国民年金課では毎日の朝礼実施後、国民年金法の条文の読み合わせを行っている。毎日輪番で各条文を読み上げ、内容や解釈について検討しあい理解を深めようというものだ。各課での研修に加えて事務所全体での研修にも力を入れており、例えば接遇ではマナースタンダードをテーマにした研修を行う。

かつての社会保険事務所長は所長室にでんと座って「エライ人」のイメージが強いが「所長像は少しずつ変わったかと思うます」という。佐藤所長自身、アシスタントを含め全職員と面談を行っているし、「決裁は必ず自分で配って職員に声をかけるようにしています」ということだ。

国民年金事業は地方分権にともない、平成一四年から一部を除き国の事業とされたが、地域住民との関係は残念ながら弱まったと言わざるを得ない。地域住民に年金の理解を深めてもらうには市町村との連携を強くしていくこと、佐藤所長が考えているのが年金教育。

北海道ではかつては四名の年金教育推進員に道内の中等学校を巡回してもらっていたが、佐藤所長は「この制度を止めたのは残念ですが、二〇歳になるまでに学校教育のなかで年金制度の大切さ教えていくことは重要だ。なんとかしなければならぬ」と思っている。限られた人数、限られた予算だがハローワークや大学での保険免除の説明も徐々に効果を上げており、出張相談も実を結びつつある。まず「できることを着実にやっていく」のが佐藤所長の方針だ。

北海道ではかつては四名の年金教育推進員に道内の中等学校を巡回してもらっていたが、佐藤所長は「この制度を止めたのは残念ですが、二〇歳になるまでに学校教育のなかで年金制度の大切さ教えていくことは重要だ。なんとかしなければならぬ」と思っている。限られた人数、限られた予算だがハローワークや大学での保険免除の説明も徐々に効果を上げており、出張相談も実を結びつつある。まず「できることを着実にやっていく」のが佐藤所長の方針だ。

課長クラスが自信をもってやれるように  
所長のよき相談相手として事務所を引っ張っているのが年金記録課長も併任する田中電祐副所長。新さっぽろ年金事務所の適用調査課長から今年四月に赴任した。採用は昭和五四年。北海道民生部保険課がスタートだ。田中副所長が最近思うのは「課長クラスが自信を持って業務をやらなければ組織は円滑に動かない」ということ。

だから管理職が自信を持ってやれるように田中副所長は管理職教育に力を入れたという。教育も抽象的なスローガンに終わるのではなく「より具体的に業務に即してやっていきたい」と積極的だ。ただ役職者が減ったことなどの影響から「良き相談相手の減少による萎縮・孤立化」傾向があり、これを何とかしたいというのが当面の課題。

日本年金機構発足と同時に採用されたのは佐々木典哉厚生年金適用調査課長。医療機器メーカーからの転身だ。課員は正規職員四名、契約職員四名、アシスタント二名の二〇名。昨年より二名減っている上に、庶務担当に三名が割かれ、業務の円滑な遂行に黄信号が灯りそうだが、「優先順位をきちんとして対応していくことによって乗り切りたい」ときっぱり。

今後の抱負を「業務面では全道的に高い評価をいただいているが、お互いに切磋琢磨しながらこれを継続していきたい。小規模な事業所ではありませんががんばります」と語ってくれた。五七年採用の岩尾美登里厚生年金徴収課長が率いるのは正規職員が課長をいれて二名、准職員が一名、アシスタントが二名の合計五名。少数精鋭の岩見沢事務所の中でも最も少数精鋭の課である。人数が少ないだけに組織の風通しは良い。岩尾課長は「上から言われてやるのではなく、自分からやっていく」という気風を育てて行きたい」と「職員の得意分野を見ながら適材適所で人員を配置していきたいですね」と語る。

滞納事業所数は適用事業所二、三〇〇に対して直近で二〇〇を切ったが「新しい滞納事業所を増やさぬようにきめ細かく対応していきたい」という。「昨年時いた種が去年は芽が出て今年には花を咲かせたいですね」とこっぴどく笑うが、徴収対策も花を育てていくように長期的な視点も必要ということだろう。

末崎雅己国民年金課長は六三年に室蘭社会保険事務所の採用。昨年四月に事務センターの国民年金担当から赴任した。岩見沢事務所の管轄は四市五町で佐賀県の面積より広いが「朝早く出れば四市五町は回れます」と頼もしい。管轄自治体は「住民サービスに対する意識が高く、国民年金の事業にも協力的です」と語る。

国民年金課の職員は正規職員が課長入れて二名、准職員が一名、契約職員が五名、アシスタントが一名の九名。うち強制徴収にかかっているのは三名だが、「債権調査でなかなか債権が見つかからない者に対してはどうしても一気に徴収とはいきませんので分納という対応になりますね」と末崎課長。今年度は「基幹業務に注力するのはもちろんですが、後納制度が始まりますので、きっちりとした情報をお伝えしてサービスの低下とならないように心がけていきたい」と語る。

インタビュアー最後となった津川依子お客様相談室長は昭和四六年岩見沢社会保険事務所の採用。一八年に砂川社会保険事務所から岩見沢社会保険事務所の給付課に赴任し、二〇年から相談業務に。日本の年金制度は経過措置も多く、確かに理解しにくい制度と思うのですが、何か分かりますか、またお客様の権利に関することはすべてお話しするようにしています」と相談業務の基本の「心構え」を語る。組織の運営で心がけているのは「情報を共有することと問題が起きたら抱え込むのはよくないので話し合うことが大切です」と語ってくれた。

### 岩見沢年金事務所の概況

岩見沢年金事務所の職員数は、正規職員が所長以下一四名、准職員が四名、特定業務契約職員が一名、アシスタント契約職員が五名、合計三六名。

岩見沢年金事務所の管轄は「南空知」の岩見沢市、夕張市など四市五町。面積は佐賀県を若干上回る。かつての基幹産業は夕張炭産をはじめとした石炭産業だったが、国のエネルギー政策の転換により、規模の縮小から閉山へとつながり、管内の炭産は平成三年一二月の北炭幌内坑の閉山をもって皆無となった。

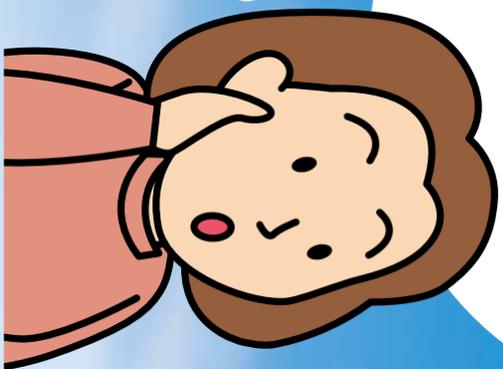
現在の主要産業は農業で、なかでも米は、需給調整により生産高は減少しているものの、北海道有数の稲作地帯を形成している。



副所長・課長・室長から一言  
課長クラスが自信をもってやれるように

# 過去**10年間**に納め忘れた 国民年金保険料はありますか？

将来、年金を  
もらえなくなる  
のが心配



納付期間が  
短くて…

そんな皆さま、  
今からでも  
遅くありません。

受け取る  
年金額が少なくなる  
のが心配



# 国民年金保険料の

# 後納制度

平成24年10月1日から平成27年9月30日まで

## をご利用ください！

法律の改正により国民年金保険料を納めることができる期間が、  
過去2年から過去10年に延長されました。(平成24年10月から3年間に限ります。)  
過去10年間に納め忘れた国民年金保険料を納めることにより、将来の年金額を増やし  
たり、年金受給権の確保につながることができます。

- 老齢基礎年金を受給されている方などは、この制度をご利用いただけません。
- 納めていただく保険料には、当時の保険料額に一定の金額が加算されます。
- 毎月の国民年金保険料の納付は、原則として翌末日までと定められています。納期限までに納めないと、障害基礎年金や遺族基礎年金を受給できなくなる可能性がありますので、納め忘れないようお願いいたします。

お問い合わせは

『国民年金保険料専用ダイヤル』へ

# 05770-011-050

お問い合わせの際には、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare



日本年金機構

Japan Pension Service

# 地方分権二〇年と国民年金事務 (3)

地方分権による国民年金事務改善を、現場の市区町村ではどのように受けとめているのか。

今回は、神奈川県横須賀市市民部窓口サービス課国民年金担当の北野智子主任に話を聞いた。

横須賀市では、国民年金担当の所属する部署が市民部窓口サービス課となっていますが、これには何か意味があるのですか？

◆北野 本市でも以前は保険年金課があり、平成八年の機構改革によって、いわゆる市民課が「窓口サービス課」という名称になりました。その時に国民年金は窓口サービス課へ移りました。

その後、地方分権と絡んできますが、平成一四年度に資格の適用と免除など一部の事務になった際に、どこの部署と一緒にすることも問題がなくなりました。とりわけ適用事務においては住民票がもたなくなりますので、そのまま窓口サービス課に属したままです。

国民年金についてはサービス低下や収納率の低迷などが指摘されています。地方分権による事務改善というのは、そもそも国民年金という制度に馴染むものだったのかどうかという疑問が出てきますが？

◆北野 私としては、国民年金事務が地方分権前から市区町村と中途半端に関わっていた印象が強いです。国民年金事務のよりに保険者でない市区町村が、基礎年金という被用者年金と共通部分ができた後も事務の一部

を担うということがおかしかったのではないかと思います。

言いかえると、国民健康保険や介護保険の場合、市区町村が保険者となっているため、最後の給付までも任せられています

が、国民年金の場合には市区町村が保険者でないため裁量というものがごく限られてきたということになります。

そもそも国は地方分権後の市区町村に国民年金事務の何の役割を担わせたかったのか、市区町村を含めた国民年金事務全体のビジョンをもっていたのでしょうか。その意味では、地方分権という名目で、国民年金事務が国の都合で引き上げられただけという印象が強いです。

中途半端な関わり方しかできないということから、事務を担当する立場から不都合や不便さはどうなところになりましたか？

◆北野 窓口に来訪する市民に対して、手続や届出についての疑問や質問に答えられないこともよくあります。つまり、事務全体の流れがよくわからない



北野智子主任

め、答えられないのです。これは、日本年金機構が事務処理マニュアルを公開していないことに原因があります。

住民が頼るのは市区町村の窓口です。その窓口で、最後まで市民に対して責任が持てない事務というのは、担当者として非常にもどかしいです。

地方分権後、「国の「関与」は助言・勧告または指示等」という形で書面によってなされるようになりまし。実際にはどのような「関与」が行われているのでしょうか？

◆北野 総務省から出される通知文については「この通知は地方自治法に基づく技術的助言だ」ということが最後にきちんと添えられています。

しかし、国民年金事務は、実質的には地方分権前の機関委任事務と何ら変わっていません。厚労省や日本年金機構から出される書類には、総務省のようなコメントは付いていません。

先日のブロック本部主催の研修会では『障害基礎年金』請求前の聞き取りについてお願い」という文書が配布されました。

この文書の趣旨は二級に該当しないような軽い障害は、将来程度が重くなってから事後重症の請求をするように、請求前に

市区町村で聞き取りをして断わるようにというものです。

つまり、事務処理の増加と却下の場合の日本年金機構の苦情対応が大変だから、事前に市区町村の窓口で請求をあきらめるように仕向けたものとしたか読めないような内容です。この文書には作成者も記されてなく、まったく無責任なものです。

これは一例に過ぎませんが、このような「関与」は、日常多々あります。しかし、これは地方分権の本旨に反するものです。もし、日本年金機構が「関与」したいのなら、正式な手順を踏んで国（厚生労働省）経由で自治体に助言を行うべきです。

社会保険事務所あるいは年金事務所と市区町村との関係というのは、どこか落ち着きの悪い関係にあるように思えますが？

◆北野 市区町村は住民を守ることに使命です。したがって、些細な事務であっても、最後まで責任を持たなければなりません。どんな状況であっても、住民から逃げるわけにはいきません。この点が、都合が悪くなる

とすぐに国（厚労省）に責任を振ってしまふ年金事務所（日本年金機構）と大きく異なる点で

地方分権の本来の趣旨からいえば、国も地方公共団体も平等だということ。市区町村はそれぞれ一國一城のようなものです。地方分権後は、法定受託事務であっても、政策法務により市区町村の裁量が認められているはず。そこに、厚生労働省から事務の委任を受けてい



る民間の機関である日本年金機構・年金事務所が、上から目線で、いわば「箸の上げ下ろし」のような細かいことまで指示するというのは、地方分権の趣旨に反します。なぜ機関委任事務が廃止され、地方自治の本旨である団体自治が分権により強化されるようになったのかを、厚生労働省にも日本年金機構にも、もう一度考えてほしいです。

最後に、国民年金事務の今後のあるべき姿について、どのようにお考えですか？

◆北野 人口構成や歴史的背景により、市区町村それぞれに事務や対応の仕方が異なっています。法定受託事務であっても、市区町村内に年金事務所があるところでは国民年金事務をはずしてもよいと思つし、年金事務所がない市区町村は事務を行えるというように、市区町村自身が住民の立場に立って、さまざまな選択ができてよいと思います。それが、地方分権だと思います。

今後、国民年金事務に市区町村の協力が本当に必要なと国が考えるのならば、それぞれの市区町村の裁量権を十分に認める方向で考えるべきだと思います。この点から根本的に変えていかなければならないと思います。

## 国民年金にゆとりをプラス。自分で入る公的な個人年金。

老後まで  
**トク!**

●掛金は全額所得控除で税金もお得。

●掛金は自由に設定。

※口数単位での設定になります。また、途中での変更も可能です。

老後から  
**ラク!**

●基本は終身年金。だから、一生お受け取り。

●万が一の時にはご家族に一時金も。

※年金受給前または保証期間内にお亡くなりになった場合。(B型を除きます。)

自営業者の方にもサラリーマンなみの老後保障を。

ご相談・お問い合わせ・資料請求は

フリーダイヤル 0120-65-4192

※地域によっては携帯電話からはつながない場合があります。



ご職業ごとに加入できる職能型もあります。くわしくはホームページをご覧ください。

www.npfa.or.jp 国民年金基金 検索

# 国民年金 よくある 質問

**Q. 保険料の免除には、届け出るだけで自動的に免除される法定免除がある」と聞きました。この制度について教えてください。**

## ● 保険料の免除

国民年金は、加入者が自ら保険料を納付することを原則として成り立っています。そして国民年金の第一号被保険者は、拠出能力に関係なく毎月定額の保険料を納めることになっています。しかし、四〇年という長い加入期間のうちには、一時期、保険料を納付できないという場合も出てきます。

そこで国民年金には、保険料の免除制度というものがあります。この免除制度には、法律で定められている要件に該当すれば当然に保険料の納付が免除される「法定免除」と、所得が低いことなどの理由から申請によって保険料の納付が免除される「申請免除」という二つの制度があります。

## ● 法定免除とは

法定免除は、第一号被保険者が、次のいずれかに該当したときに、届け出れば、その間の保険料は自動的に免除される仕組みになっています。

- ① 障害基礎年金または被用者年金制度から支給される障害年金（障害等級一級または二級に限る）の受給権者になったとき
- ② 生活保護法による生活扶助またはハンセン病問題の解決の促進に関する法律による援護を受けているとき
- ③ 国立および国立以外のハンセン病療養所、国立保養所などの施設に収容されているとき

なお、①には、国民年金・厚生年金保険・船員保険・共済組合から支給される昭和六一年三月以前に支給事由が発生した障害年金、恩給法などによる障害給付も含まれます。

## ● 法定免除の手続

①から③に該当する場合は、「国民年金保険料免除事由（該当・消滅）届」を市区役所または町村役場に提出します。

- ① 障害基礎年金または被用者年金制度の障害年金（一級または二級）の受給権者になった場合、認定された日の属する月の前月の保険料から免除となります。
- ② 生活保護の生活扶助などを受けている場合、生活保護を受けた日の属する月の前月の保険料から免除となります。
- ③ 国立および国立以外のハンセン病療養所などで療養している場合、療養が始まった日の属する月の前月の保険料から免除となります。

\*「国民年金よくある質問」は当協会ホームページに掲載されています。  
[http://www.nenkin.or.jp/member/faq\\_box/](http://www.nenkin.or.jp/member/faq_box/)。会員のみならず誰でもこのホームページでは、内容を更新して、順次掲載していきます。

# 厚生年金 よくある 質問

**Q. 事業主が従業員に賞与を支給したときに、どのような手続が必要でしょうか。**

平成一五年四月から、総報酬制が導入されたことにより、賞与についても毎月の保険料と同じ率の保険料を納付することになっています。事業主が被保険者へ賞与を支給した場合には、支給日から五日以内に賞与支払届等によって支給額等を届出なければなりません。

## 賞与に対する保険料

賞与とは、賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、労働者が労働の対価として受けるもののうち、年三回以下支給されるものをいいます。なお、年四回以上支給されるものは標準報酬月額の対象とされ、また、労働の対価とみなされない結婚祝金等は、対象外となります。

賞与支払届等は、日本年金機構に登録されている賞与支払予定月の前月に、被保険者の氏名、生年月日等を印字したものが事業所へ送付されます。賞与にかかる保険料は、実際に支払われた賞与額（税引き前の総支給額）から一、〇〇〇円

未満を切り捨てた額を標準賞与額とし、その標準賞与額に保険料率をかけた額です。保険料は、事業主と被保険者が折半で負担します。

標準賞与額の上限は、健康保険では年度の累計額五四〇万円（年度は毎年四月一日から翌年三月三十一日まで）、厚生年金保険では一か月あたり二五〇万円とされています。同じ月内に二回以上支給されるときは合算した額にこれらの上限額が適用されます。

賞与にかかる保険料は、毎月の保険料と合算されて賞与支払月の翌月の納入告知書（口座振替の場合は、納入告知額通知書）で通知されます。なお、事業主は、被保険者負担分を賞与支払時に控除することができます。

## 提出時期 場所及び提出方法

賞与を支給した事業主は、賞与支払額等について「被保険者賞与支払届」と「賞与支払届総括表」を日本年金機構に提出します。

### ○「被保険者賞与支払届」

この届書は、あらかじめ登録された賞与支払予定月の前月に年金事務所または事務センターから送付されます。この届書には、事業所整理記号、事業所番号、賞与支払予定月、被保険者氏名・生年月日、種別（性別）がプリントされています。

○「賞与支払届総括表」  
この総括表は、事業主が賞与支払届と一緒に提出するものです。賞与支払届と一緒に送付されます。この総括表には、事業所整理記号、事業所番号、賞与

支払予定月がプリントされています。

提出時期は、賞与支払日から五日以内で、提出先は、所定の年金事務所または事務センターです（都道府県により提出先が異なります）。

提出方法は、窓口持参、郵送、電子申請のいずれかですが、届出用紙によるほか、電子媒体（フロッピーディスク、MO、CDまたはDVD）による提出も可能です。

## 電子媒体申請・電子申請

「被保険者賞与支払届」等を電子媒体により提出する場合は、日本年金機構のホームページから「磁気媒体届書作成プログラム」をダウンロードする必要があります。また、届書提出の際には、事業所名称、事業所整理記号等を記載したラベルを電子媒体に貼付します。

電子媒体による届出を希望する事業主には、賞与支払予定月の前月に被保険者氏名等の基本情報を収録した電子媒体（CD・RW）が送付されます。

賞与支払予定月の登録は、新規適用届、賞与支払届総括表、算定基礎届総括表または事業所関係変更（訂正）届の提出等によって行われます。

また、「被保険者賞与支払届」等を電子申請によって提出する場合には、次のホームページを参照してください。

- ・ 電子政府の総合窓口 e-Gov (<http://www.e-gov.jp>)
- ・ 日本年金機構ホームページ (<http://www.nenkin.go.jp/n/service/detail.jsp?id=3575>)

# いつ起きるかわからない、いつ起きてもおかしくない。

“その時”に備えて—— 地域住民のための防災対策パンフレット&リーフレット



地震に備える ●平成23年5月発行  
地震が起きる前に日頃からこころえておくべき準備から、地震が起きた時に安全に避難するための方法や応急手当・救命手当、住まいの防災まで、地震に備えるポイントを網羅しています。

A4判/24頁カラー 定価：189円（本体180円＋税）  
監修：鈴木 俊男（昭和女子大学講師・一級建築士）  
高橋 洋（NPO法人 災害福祉広域支援ネットワーク・サンダーバード理事）

テーマごとにコンパクトにまとめたリーフレット



災害のとき！  
あなたの助けが必要な人がいます。  
災害時要援護者を守るために、日頃の地域交流のあり方や災害時に要援護者を支援するポイントを解説。



グラツときたとき！  
あなたの家の家具は倒れませんか？  
大地震の時の家具類の転倒・落下を防止するための、自分でできる対策や安心度を高める工夫などを解説。



イザというとき！  
覚えておきたい  
応急手当と救命手当  
けがや心肺停止などの急病に対して、病院で治療を受ける前に施しておきたい応急手当・救命手当を図解。

A4判/4頁カラー  
定価：42円（本体40円＋税）  
監修：高橋 洋（NPO法人 災害福祉広域支援ネットワーク・サンダーバード理事）

\*名称刷込み（スミ1色）をご希望の場合は、21,000円（税込）で申し受けます。  
ご注文・お問い合わせは—— 年友企画(株)  
〒101-0047 東京都千代田区内神田 2-5-3 児谷ビル  
TEL (03)3256-1711 FAX (03)3256-8928  
<http://www.nen-yu.co.jp>



国民年金保険料の申請免除

本人・世帯主・配偶者の前年の所得(一月から六月までに申請する場合は前々年の所得)が一定額以下の場合には、申請して承認されると保険料の納付が免除されます。免除される保険料額は、全額、四分の三、半額、四分の二の四段階になります。

また、二〇歳から三〇歳未満の若年者には、本人・配偶者の前年の所得(一月から六月までに申請する場合は前々年の所得)が一定額以下の場合には、申請後に承認されると保険料の納付が猶予されます。

免除を受けられる所得基準は

保険料の申請免除を受けるためには免除される四段階の額に応じた、前年所得に対する所得基準が設けられています。これらの所得基準の範囲内であれば免除を受けることができます。

- 全額免除 (扶養親族等の数十一)×三万五千円+三万五千円
○四分の三免除 七万八千円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
○半額免除 一一万八千円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
○四分の一免除 一五万八千円+扶養親族等控除額+社会保険料

国民年金の保険料免除の手続はお早めに

控除額等

○若年者納付猶予制度 (扶養親族等の数十一)×三万五千円+三万五千円

免除の申請日と承認期間

申請を行って免除が認められる期間は、申請日に応じて以下のように異なります。
○申請日が七月の場合 前年の

七月から翌年の六月までの期間
○申請日が八月から翌年六月までの場合 その年の七月から翌年六月までの期間
○申請日が一月から六月までの場合 前年の七月からその年の六月までの期間

このように七月に申請する場合に限り、前年七月から前年六月分までの期間についても申請することが出来ます。

【添付書類】
○年金手帳または基礎年金番号通知書(必ず必要)
○前年または前々年の所得を証明する書類
○退職・失業した人が申請を行うときは、退職・失業したことを確認できる書類(退職・失業により申請を行う場合は、雇用保険受給者証、雇用保険被保険者離職票等の写し)

住民登録をしている市区役所・町村役場の国民年金担当窓口へ申請します。
申請書は、年金事務所または市区役所・町村役場の国民年金担当窓口を用意してありますが、日本年金機構のホームページからプリントアウトして入手することも出来ます。

記入例を参考に申請書に記入し、以下の添付書類といっしょに住民登録をしている市区役所・町村役場へ提出します。
【案内】この記事は市区町村の広報誌(紙)にそのまま掲載していただけます。
なお、この記事は当協会のHPからテキストデータとしてダウンロードできますので、自由にお使いください。

視点 観

二十世紀初頭のアメリカの話ではない。つい先月の九州、福岡市のこと。

各メディアでおもしろおかしく報道されていたので存じの向きも多いと思うが、職員が飲酒からみれば不祥事の続発で業を煮やした福岡市長が出したのが職員への禁酒令。市長名で市の正規職員に対して五月下旬からの一か月間、公私を問わず自宅外での飲酒を原則行わないよう命令した「事件」のことである。不祥事を起こさないよう身

禁酒令

を引締めようという趣旨であったのだろうが、勤務時間外での私生活での行動を制限するというのは異例の出来事であった。もちろん私生活上の行為でも、それが職員としての品位を汚すようなものであれば禁止や処分の対象となることは異論がないだろう。そしてその程度は一般のサラリーマンより(地域の)奉仕者である地方公務員により厳しい基準が当てはまることにもあまり異論はないだろう。

ただ、仕事が終わった後で飲食店で酒食を摂る行為は何ら反社会的な行為ではなく、しかも全くのプライベートな行為である。雇用主がそこに立ち入って禁じるということ

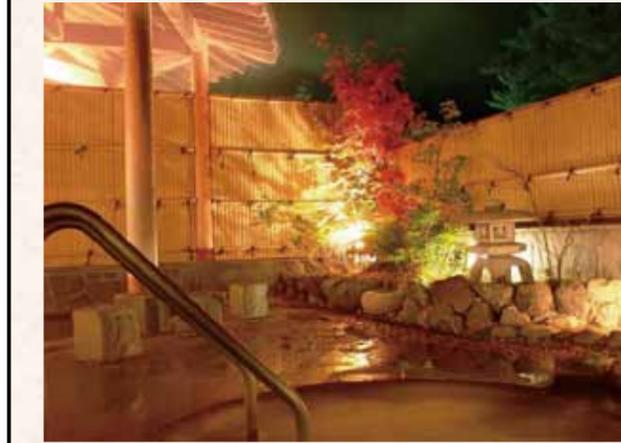
が意味することの重大性、深刻性をよく考える必要がある。公務員に限らず雇用されているサラリーマンは雇用主に對して雇用契約に基づき自己の労働力を提供する義務を負うが、雇用主にその生活全体を差し出すわけではない。このことから考えて今回の禁酒令は相当の問題をほらんでいるのではないか。
例えば、飲酒関連不祥事を撲滅するために、市の新規採用職員に対し、採用条件として「公私を問わず酒を飲まない」という条件をつけることは許されるだろうか。少し考えてみればわかるだろう。
この一か月間の禁酒令下で特に職員の不祥事はなかったということですが市長は安堵したのではないか。

今回の福岡のできごとは一体どんな顛末をむかえるのであろうか。これで福岡市職員の飲酒からみれば不祥事を撲滅できるのであればともかく、不祥事撲滅のためには職員への注意喚起をはじめとする地道な努力の積み重ねしかないのではないか。

天然温泉と森林浴

ヒルサイドホテル富士見は、標高1,300mの八ヶ岳南麓に面した富士見高原の森の中にある赤レンガのホテルです。四季折々の素材を使った夕食は、洋食コースか和食コースをチョイスできます。

Table with room rates: 和室(8畳) 平日▶大人 8,967円~ 週末▶大人 10,353円~; 洋室(ツイン) 平日▶大人 9,660円~ 週末▶大人 11,046円~



長野船員保険健康福祉センター ヒルサイドホテル富士見 〒399-0212 長野県諏訪郡富士見町立沢1-1182 TEL 0266-66-2111 FAX 0266-66-2562 HP http://www.sempos.or.jp./nagano/

宿泊特別割引券 有効期限: H26.4.30まで
5月から11月までは 1,000円 (但し、GW、お盆期間を除く)
12月から4月までは 2,000円 (但し、年末年始期間を除く)
パックプランについては 500円